

公益財団法人つなぐいのち基金

平成26年3月期 第二部 理事会議事録

- 1 開催場所 つなぐいのち基金 運営事務所 イトーピアビル「3階会議室」
- 2 開催日時 平成26年3月26日（水）9時30分～10時00分
- 3 理事現在数及び定足数 現在数 3名、定足数 3名

4 出席理事 3名

（本人出席） 鵜居代表理事 清水専務理事 柏理事 福岡監事

（議案説明及び報告） 清水専務理事

5 議案

第1号議案 「主たる事務所の移転」の件

第2号議案 「定款の変更 第2条 主たる事務所の所在地の変更

第33条及び第34条における理事会の電磁的開催に関する記載追加」の件

第3号議案 「決議の省略による評議員会を招集する」件

6 会議の概要

第1号議案 「主たる事務所の移転」の件

「つなぐいのちプロジェクト」に関する覚書に基づき、協賛企業である株式会社鎌倉新書の本社移転に伴い、当財団の主たる事務所の移転、定款の変更および登記変更を行う。

【移転先住所】 現住所：東京都千代田区一番町14番地 より

新住所：東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号 に移転

【移転予定日】 株式会社鎌倉新書移転：4月28日（予定） 当財団移転：5月24日（予定）

【移転後連絡先】 電話番号 03-5201-1521 FAX 番号 03-6862-5027

（鵜居代表理事）

事務所における独立性は保たれているのか示していただきたい。

（清水専務理事）

移転先事務所内に扉および内壁のある独立した専用スペース（個室）を提供いただいた。

（当該事務所は、入室がセキュリティカードで管理されており、安全面が確保されている。）

PCも当財団専用でパスワード管理されている（データ保存のための専用外付けハードディスクの提供をいただく予定）。机およびキャビネットも移転時には施錠可能となる予定。

但し、当財団が未使用時に限り、事務所スペースを鎌倉新書の社内打ち合わせスペースとして提供するものとする。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 「定款の変更 第2条 主たる事務所の所在地の変更

第31条及び第34条における理事会の電磁的開催に関する記載追加」の件

事務所移転に伴う所在地（東京都千代田区から中央区）の変更、理事会の決議および報告について書面または電磁的な決議について定款に追加したい旨、清水専務理事より説明があった。

【記載追加をする条項】

第 33 条 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

第 34 条 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印（議事録が電磁的記録を持って作成されている場合は、これに替わる措置）する。

（鵜居代表理事）

具体的に電磁的方法とは何を利用するのか。

（清水専務理事）

電子メール、および非営利法人向けの提供されているオンラインツールを利用する予定である。但し、セキュリティ対応状況については十分に吟味することを前提とする。

（柏理事）

複雑な操作を要し誤操作による秘密保持事項の流出などの懸念はないか。

（清水専務理事）

NPO 法人等での導入実績が豊富で、リスクに関するネガティブな情報は聞いていない。操作自体も比較的シンプルであり、管理者権限を付与しない限り誤操作は発生しないものと思料する。審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 3 号議案 「決議の省略による評議員会を招集する」件

第 2 号議案の「定款の変更」について、定款第 19 条で定めた決議の省略の方法による評議員会にて決議することが同意された。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、10 時 00 分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び理事は記名押印する。

平成 26 年 3 月 26 日

代表理事 鵜居 由記衣

専務理事 清水 祐孝

理事 柏 昌宏

監事 福岡 武彦